

日本地熱学会会則

昭和53年12月12日	制定	平成11年12月2日	改訂
昭和54年10月4日	改訂	平成13年12月4日	改訂
昭和55年12月12日	改訂	平成17年11月19日	改訂
昭和56年12月12日	改訂	平成19年11月29日	改訂
昭和59年10月17日	改訂	平成27年10月22日	改訂
昭和60年12月5日	改訂	平成28年10月20日	改訂
昭和62年10月21日	改訂	平成29年10月19日	改訂
平成元年10月23日	改訂	令和2年12月8日	改訂
平成4年10月11日	改訂	令和5年11月15日	改訂
平成9年10月7日	改訂		

第1章 総則

第1条 本会は日本地熱学会（Geothermal Research Society of Japan）という。

第2条 本会は地熱の探査，開発，発電，多目的利用およびその他に関する学術・技術の進歩発達をはかることを目的とする。

第3条 本会は事務所を東京都内におく。

2. 本会は必要に応じ，評議員会の決議によって支部を置くことができる。支部に関する事項は別にこれを定める。

第2章 事業

第4条 本会は，第2条の目的を達成するため，次の事業を行う。

- 1) 調査研究
- 2) 会誌その他の図書の刊行
- 3) 講演会・研究発表会の開催
- 4) 会員の表彰
- 5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第5条 本会の事業年度は毎年10月1日に始まり，翌年9月30日に終る。

第3章 会員

第6条 会員は本会の目的を達成するために，良識と品位を持って行動し，本会の発展のために努める。

第7条 本会の会員は次の3種とする。

- 1) 正会員 地熱に関する学識または経験を有する者
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人，法人および団体
- 3) 名誉会員 地熱に関する学術技術の発達および本会の運営に特に顕著な功績のあった正会員中から評議員会が推せんし総会の承認を得た者

第8条 正会員または賛助会員として入会しようとする者は規定の申し込み書を本会に提出し，評議員会の承認を得なければならない。

2. 入会の承認を得た者は，会則第15条に定める会費を納入することにより会員の資格を得る。
3. 入会后3年を経過した賛助会員（個人）は，評議員会に対して正会員移行のための審査の請求ができる。また，評議員会は賛助会員（個人）の中から正会員移行の推薦が行える。
4. 本会を退会した者が再入会しようとする場合は，以下の条件を満たす場合に限り入会の申し込みを受け付け，評議員会で審議する。

- 1) 前回会員期間中の会費の未納が無いこと

- 2) 勤務先, 自宅住所等の連絡先が明らか
なこと
- 3) 会則第12条の定めにより除名とな
った者の場合は, 除名の理由が消失し,
かつ除名後3年以上経過しているこ
と

第9条 会員が退会するには, 本会に退会届を届
出なければならない。ただし既に納入し
た会費は返還しない。

2. 正会員, 名誉会員, 賛助会員(個人)が死
亡したとき, 及び賛助会員(法人)が解散
したときは退会とする。

第10条 すべての会員は, 本会が発行する会誌の
配布を受け, 総会および本会が開催する
講演会などに出席することができる。た
だし, 会員が第6条に反する場合にはこ
の限りではない。

第11条 正会員は, 総会における議決権ならびに
役員選挙権および被選挙権を有する。

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは評
議委員会の議によって除名することができ
る。

- 1) 本会の会則およびその他規則に違反
した者
- 2) 本会の事業を妨害する行為, または本
会の名誉をそこなう行為があったと
認められた者
- 3) その他除名されるべき正当な事由が
ある者

2. 前項の規定により会員を除名する場合は,
当該会員にあらかじめ通知するとともに,
除名の決議を行う評議員会において当該
会員に弁明の機会を与えなければなら
ない。

第13条 除名された者は既納会費の払い戻しを求
めることはできない。

第14条 第9条および第12条の場合のほか, 会
員は次のいずれかに該当するに至ったと

きは, 会員資格を喪失する。

- 1) 会費支払い義務を果たさず, 2事業年
度分履行しなかったとき
- 2) 評議員会が同意したとき
- 3) 正会員, 名誉会員及び賛助会員(個人)
にあつては当該会員が死亡したとき,
賛助会員(法人)にあつては解散した
とき

2. 会費滞納のために会員資格喪失処分を受
けたものが滞納した会費を支払った場合,
会員資格喪失処分を取り消し, 当該会員
資格喪失者の希望により会員資格を復活
できる。

3. 評議員会により会員資格喪失処分を受け
たものは, 評議員会に対して会員資格復
活の申し出を行うことができる。

第4章 会費

第15条 第8条により入会を認められた者は次の
会費を毎年度前納するものとする。

- 1) 正会員 年額 7,000円
- 2) 賛助会員 年額1口 10,000円
(ただし, 原則として個人は1口以上,
法人および団体は3口以上)

第16条 名誉会員は会費の支払いを要しない。

2. 評議員会は, 会費の減免措置に関する規定
を決定できる。

第5章 役員

第17条 本会に次の役員をおく。

- 1) 評議員 25名
(会長1名, 副会長1名を含む)
- 2) 監事 2名

第18条 役員任期は, 定時総会から隔年後の定
時総会までとする。ただし重任を妨げな
い。

第19条 評議員は, 正会員中から選挙により選ぶ。
ただし, 第11条の規定に拘らず, 評議員

に5期以上選出され、かつ選挙の年の10月1日に65才に達している者は評議員としての被選挙権を有さない。

第20条 会長は評議員の中から評議員の選挙により選ぶ。ただし、第18条の規定に拘らず連続の重任は2期までとする。

2. 会長は副会長を評議員の中から指名する。
3. 会長は監事を正会員の中から委嘱し、総会の承認を受ける。

第21条 会長は本会を代表し評議員会および総会の議長となる。

第22条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第23条 評議員は本会の会務執行に当たる。

第24条 監事は本会の経理を監視し、その結果を総会に報告する。

第25条 評議員に欠員がでたときは次点者で補う。補欠役員の任期は前任者の期間とする。

第26条 本会に幹事若干名をおく。

第27条 幹事は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。

第28条 幹事の任期は第18条に準ずる。

第29条 幹事は評議員の会務執行の補佐にあたる。

第6章 会議

第30条 総会は定時総会および臨時総会の2種とする。

第31条 定時総会は毎年事業年度終了後3カ月以内に開く。

第32条 臨時総会は次の場合に開催する。

- 1) 会長が必要と認めたとき
- 2) 正会員総数の10分の1以上から議案を添えて請求があったとき

第33条 総会招集の通知は、会議の日時、場所（開催方式含む）および議案を明示して開催日の14日前までに会長がこれを行う。

第34条 感染症等の社会情勢により、会員が参集する形式での総会開催が難しいと会長が

判断した場合、総会を下記の方法により開催することができる。

- 1) オンライン（ウェブ）会議方式
- 2) 総会資料をホームページへの掲載・電子メール・書類郵送等の方法で会員に周知した上で、議決事項の賛否を郵送や電子的なシステムを用いて問う方法

第35条 総会は正会員の10分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者と見なす。また、前条の2)の方法を採用した場合には、正会員の10分の1以上からの賛否の意思表示により成立するものとする。

第36条 総会の議事は出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。第33条2)の方式により総会を開催した場合、賛否意思表示した会員を出席正会員と見なす。

第37条 定時総会は、次の各号に定める事項を議決する。

- 1) 当該年度の事業計画および収支予算
- 2) 会則および選挙規定の制定および改訂
- 3) その他重要な事項

第38条 次の事項は、定時総会の承認を得なければならない。

- 1) 前年度の事業報告および収支決算
- 2) その他評議員会で必要と認めた事項

第39条 次の事項は定時総会において報告しなければならない。

- 1) 評議員・会長選挙の結果
- 2) その他評議員会で必要と認めた事項

第40条 第33条2)の方式により総会を開催した場合には、会長は議決事項の賛否に関わる投票結果について総会開催後遅滞なく会員に報告しなければならない。

第41条 評議員会は評議員をもって構成する。

第42条 監事および幹事は評議員会に出席して意見を述べることができる。

第43条 評議員会は、会務の遂行に関して会長が必要と認めたときに招集する。

第44条 評議員会は、オンライン方式の会議も可とする。

第45条 評議員会は評議員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席と見なす。

第46条 評議員会の議事は出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第47条 緊急的に評議員会による議決が必要な案件が生じた場合、会長は電子メールによる審議を行うことができる。電子メールによる審議項目は評議員の過半数で決し、これをもって評議員会の議に代えることができる。

第7章 委員会

第48条 本会に次の委員会をおく。

- 1) 編集委員会
- 2) 行事委員会
- 3) 国際交流委員会
- 4) 学会賞選考委員会
- 5) 企画委員会
- 6) 広報委員会
- 7) 総務委員会

8) 経理委員会

第49条 委員会は以下の業務を行う。

- 1) 編集委員会は会誌の発行に関する業務
- 2) 行事委員会は講演会・研究発表会の開催に関する業務
- 3) 国際交流委員会は海外学術団体との連絡に関する業務
- 4) 学会賞選考委員会は学会賞に関する業務
- 5) 企画委員会は企画に関する業務
- 6) 広報委員会は学会ウェブサイトの運営及び広報に関する業務
- 7) 総務委員会は総務・資料に関する業務
- 8) 経理委員会は経理・財政に関する業務

第50条 会長は必要に応じ評議員会の議を経て時限付きの委員会をおく事ができる。

第51条 委員会の委員長および委員は正会員中から会長がこれを委嘱する。委員長は必要に応じて、委員の中から副委員長を指名することができる。会長がこれを委嘱する。

第8章 専門部会

第52条 本会は、特定分野における研究・技術開発等の進展・普及を目的とした専門部会を設置することができる。専門部会に関する事項は別にこれを定める。